

子どものための教育・保育給付 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届

屋久島町長 殿

令和 年 月 日

次のとおり、教育・保育給付認定の変更、届出事項の変更について、申請（届出）します。また、この申請書等及び添付書類の写しを利用施設に送付すること、並びに利用者負担額の決定に関して課税情報（同居者を含む。）及び世帯情報を閲覧することに同意します。

Table with 4 rows: 住所, 氏名, 個人番号, 電話. Includes a field for '保護者 (申請者)' and a stamp area.

Table with 4 columns: 児童氏名, 生年月日, 個人番号, 認定区分/保育必要量. Includes checkboxes for 1号認定, 2号・3号認定 (標準時間), 2号・3号認定 (短時間), and 利用施設 (利用中, 申込中).

1 変更申請・変更届

以下の該当する変更事項を☑し、記入してください。1号認定の方は太枠内の記載は不要です。

Main application form table with multiple sections: 保育の必要量変更, 保育を必要とする事由変更, 勤務先等変更, 育児休業中の継続利用, 認定期間変更, 住所変更, 保護者変更, 児童氏名変更, 世帯構成変更, 同居者の障害者手帳等の変更, 生活保護受給. Includes checkboxes and input fields for various details.

## 教育・保育給付認定変更申請等に係る必要書類等について

変更事項		必要書類									
		教育・保育給付認定変更 申請書兼変更届	教育・保育給付認定申請書（2号 3号認定用）兼利用申込書	教育・保育給付認定申請書 （1号認定用）	保育を必要とする状態 を証明する書類等	保育料納付誓約書	税額を証明する書類（転入者）	戸籍謄本と住民票等	育児休業期間を証明する書類	障害者手帳等の写し	生活保護の受給証明
保育必要量変更		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>						
教育・保育給付 認定区分変更	1号認定→2号認定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	2号・3号認定→1号認定	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
保育を必要とする事由変更		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>						
勤務先等変更		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>						
育児休業中の継続利用 ※学齢3歳以上に限り2号継続可		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			
住所変更		<input type="checkbox"/>									
保護者変更・ 保護者氏名変更	離婚による	<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>			
	上記以外	<input type="checkbox"/>									
児童氏名変更		<input type="checkbox"/>									
世帯構成変更	婚姻等による保護者の増	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	離婚等による保護者の減	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>				
	上記以外	<input type="checkbox"/>									
同居者の障害者手帳等の変更		<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>		
認定期間変更		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>						
生活保護受給		<input type="checkbox"/>								<input type="checkbox"/>	

### 【留意事項】

- ・認定内容の変更は、原則として事実発生日又は変更申請書の提出日のいずれか遅い方の翌月1日（1日の申請は当月から）となります。
- ・変更事項や申請時期等によっては保育料等の変更が遡及して行われ、追加請求が発生する場合があります。
- ・教育・保育給付認定区分を変更する場合は申請書が別になります。1号認定から2号認定に変更を希望する場合は「教育・保育給付認定申請書(2号・3号認定用)兼利用申込書」により、保育所等の利用申込とあわせて申請してください。なお利用調整の結果、利用保留（待機）となる場合があります。
- ・満3歳到達に伴う3号認定から2号認定への変更は町が職権で行います。その他に変更事項がない場合は手続きは不要です。
- ・必要書類については、上記以外にも必要になる場合があります、追加で提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。